



浦添市公告 第 171 号

公示送達書

令和8年6月5日

浦添市長 松本 哲治



次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないので、
地方税法第20条の2第1項の規定により、公示送達をする。
当該書類は、市長が納税課において保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する。
なお、本日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

送達を受けるべき者	送達をすべき督促状等の名称	備考
仲里 君子	執行停止通知書	